

茨城県報 第6550号

昭和52年8月1日

月曜日

(明治36年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

訓 令

ページ

- 茨城県自家用電気工作物保安規程の一部改正(管財課) 1

告 示

- 地方総合事務所長に決定を委任する補助金(人事課) 3
●生活保護法に基づく医療機関の指定及び廃止(県民福祉課) 5
●国民健康保険医又は、国民健康保険薬剤師の登録(医療福祉課) 6
●保険医及び保険薬剤師の登録(保険課) 7
●保安林解除の予定(林業課) 8
●土地改良事業の認可(2件)(農地管理課) 8
●土地改良事業の適当決定(3件)(〃) 8
●換地計画の適当決定(4件)(〃) 9
●換地処分の届出(〃) 11
●県営圃場整備事業の換地計画(〃) 11
●道路の供用(2件)(道路維持課) 11
●道路区域の変更(〃) 12
●都市計画事業の認可(都市施設課) 12

(地方労働委員会)

- 労働組合法に規定する者の範囲の認定 13

公 告

- 土地立ち入り測量(3件)(用地課) 13
●土地区画整理事業の換処分(都市計画課) 14

正 誤

- 昭和52年4月28日付茨城県報号外中 15
●昭和52年7月4日付茨城県報第6542号中 15

訓 令

茨城県訓令第7号

茨城県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

茨城県自家用電気工作物保安規程(昭和47年茨城県訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「第3」を「別表3」に改める。

別表第1中「別表第1」を「別表第1(第10条)」に改める。

別表第2中「別表第2」を「別表第2(第16条第2項)」に改める。

別表第3(その1)中「別表第3(その1)」を「別表第3(その1)(第16条第2項)」に改める。

別表第3(その2)を次のように改める。

別表第3(その2)

自家用電気工作物一覧表

No.	施設名称		
1	茨城県庁舎	24	農業試験場
2	議会議員公舎	25	園芸試験場
3	取手競輪場	26	農業大学校経営部
4	公害技術センター	27	畜産試験場
5	リハビリテーションセンター	28	養鶏試験場
6	筑波学園	29	大家畜経営センター
7	ひばり学園	30	蚕業試験場
8	保育専門学校	31	林業試験場
9	核医学研究センター	32	鳥獣センター
10	中央病院	33	水産試験場
11	友部病院	34	内水面水産試験場
12	工業指導所	35	長井戸沼排水機場
13	食品試験所	36	水沼ダム管理所
14	大山沼排水機場	37	茨城学園
15	水戸高等技能専門校	38	河原子跨道橋排水ポンプ場
16	日立高等技能専門校	39	鶴戸沼長谷揚排水機場
17	土浦高等技能専門校	40	農業大学校園芸部
18	下館高等技能専門校	41	土浦保健所
19	三和高等技能専門校	42	繩検定所
20	鹿島高等技能専門校	43	茂宮跨道橋排水ポンプ場
21	水海道高等技能専門校	44	自治研修所
22	土浦合同庁舎	45	水戸看護専門学校
23	下館合同庁舎	46	飯沼第一排水機場
		47	予防検診センター

48	鉢田合同庁舎	58	織維工業指導所
49	花貫ダム管理所	59	公館及び知事公舎
50	重度身体障害者授産施設	60	養豚試験場
51	古河保健所	61	大宮保健所
52	印刷刷所	62	鹿島港湾事務所
53	笠松運動公園	63	鹿島港公園
54	高萩合同庁舎	64	水戸保健所
55		65	藤井川ダム管理所
56	友部みどり学園	66	境合同庁舎
57	境土地改良事務所		

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

茨城県告示第865号

茨城県事務委任規則（昭和40年茨城県規則第16号）別表第2第1第84項の規定により、地方総合事務所長に交付決定を委任する補助金については、次のとおりとする。

なお、昭和51年6月1日茨城県告示第617号で告示した茨城県事務委任規則別表第2第1第84項の規定による補助金は、昭和52年7月31日限り廃止する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 農業委員会費補助金
- 2 農業構造改善事業に係る事業費補助金（土地基盤整備事業に係るものを除く。），事業計画樹立推進費補助金及び次期農業構造改善指導事務費補助金
- 3 農業振興地域整備促進費補助金
- 4 農用地利用増進事業促進対策事業費補助金
- 5 農用地利用銀行設置事業費補助金
- 6 農用地利用権移動促進奨励補助金
- 7 農業就業改善総合対策事業費補助金（農業就業近代化対策事業のうち農業会議に対するもの及び農村地域工業導入特別対策事業のうち土地基盤整備事業に係るものを除く。）
- 8 地域営農総合整備事業費補助金（地域農政特別対策事業費補助金を含む。）
- 9 田園都市建設促進対策費補助金
- 10 農村集落センター整備事業費補助金
- 11 農村総合整備計画作成費補助金

- 12 水田総合利用対策指導推進費補助金
- 13 不作付地解消推進事業費補助金
- 14 山村地域農林漁業特別対策事業費補助金（土地基盤整備事業に係るものを除き、県北地方総合事務所に限る。）
- 15 特定農山村振興特別対策事業費補助金（土地基盤整備事業に係るものを除き、県北総合事務所に限る。）
- 16 鹿島臨海工業地帯造成に伴う農業経営改善対策費補助金（鹿行地方総合事務所に限る。）
- 17 高速自動車道建設に伴う営農対策事業費補助金（県北地方総合事務所及び県南地方総合事務所に限る。）
- 18 農業共済団体等事務費補助金（農業共済組合連合会に係るものを除く。）
- 19 農業共済事務機械化事業費補助金（農業共済組合連合会に係るものを除く。）
- 20 農業共済組合等広域合併推進協議会設置費補助金
- 21 農業共済組合等合併推進費補助金
- 22 合併農業共済組合施設整備費補助金
- 23 水稲病虫害防止費補助金
- 24 農業協同組合営農指導事業活動促進費補助金（農業協同組合中係るものを除く。）
- ~~25 農業生産組織化推進事業費補助金~~
- 26 農地等取得資金及び自作農維持資金金融通事務費補助金
- 27 高能率集団の生産組織育成対策事業費補助金
- 28 高能率生産団地育成対策費補助金（農業会議及び農業協同組合中央会に対するものを除く。）
- 29 種子生産近代化施設設置事業費補助金
- 30 麦生産振興対策事業費補助金
- 31 特用作物対策事業費補助金
- 32 大豆等生産対策事業費補助金
- 33 果樹、花き振興対策事業費補助金
- 34 米穀流通消費改善対策事業費補助金
- 35 野菜振興対策事業費補助金
- 36 野菜流通対策事業費補助金
- 37 生鮮食料品等流通対策事業費補助金（一の地方総合事務所のみの管轄に属する補助事業者に係るものに限る。）
- 38 山村地域養蚕総合振興対策事業費補助金
- 39 転作集団営農推進事業費補助金
- 40 主要畑作地帯等地力培養対策モデル事業費補助金
- 41 飼料作物生産振興対策事業費補助金
- 42 緊急粗飼料増産総合対策事業費補助金

中央に

- 43 飼料貯蔵施設設置事業費補助金
 44 団体営草地開発整備事業費補助金
 45 種畜生産基地育成事業費補助金
 46 原種認定牛保留奨励費補助金
 47 家畜ふん尿有効利用促進事業費補助金
 48 優良種豚生産促進事業費補助金
 49 林業構造改善事業費補助金(林業経営協議会に係るものを除く。)
 50 森林組合受託造林推進事業費補助金(森林組合連合会に係るものを除く。)
 51 しいたけ栽培団地育成事業費補助金
 52 地域緑化推進事業費補助金
 53 間伐作業道開設事業費補助金
 54 森林愛護運動推進事業費補助金
 55 いのしし捕獲柵設置費補助金
 56 森林病害虫駆除等補助金
 57 民有林造林事業費補助金
 58 林道事業費補助金(県北地方総合事務所にあつては、美和村に係るものに限る。)
 59 県単独治山事業費補助金(県西地方総合事務所に限る。)

茨城県告示第866号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定による医療機関について、次のとおり指定及び廃止した。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 指定

区分	医療機関コード	名称	所在地	開設者	指定年月日
医科	341,001,6	袋田病院	久慈郡大子町北田気字広林76	粉川克己	52.5.1
"	392,036,0	財団法人筑波学園病院並木診療所	新治郡桜村並木町4丁目	財団法人筑波麓仁会	52.6.1
"	442,019,6	木村医院	北相馬郡藤代町藤代529	木村太紀	52.5.9
"	012,199.6	山田病院	水戸市三の丸1-3-29	山田栄士郎	52.6.21
"	332,055.3	薄井医院	那珂郡大宮町泉541	薄井勤	52.7.4
柔道整復	179	石川接骨院	土浦市荒川沖町東区 8の976	石川昇二	52.6.1

"	180	丹 尾 接骨院	水戸市材木町1140	丹 尾 辰 彦	52. 7. 1
あんま マツサ ージ	99	堀 口 鍼灸院	古河市緑町9-21	堀 口 茂 芳	52. 6. 1

2 廃 止

区 分	医療機関 コード	名 称	所 在 地	開 設 者	廃 年 月 日
医 科	442,004,8	木 村 医 院	北相馬郡藤代町藤代529	木 村 高 偉	52. 5. 8
"	012,091,5	山 田 病 院	水戸市三の丸1-3-29	山 田 静 栄	52. 6. 20
"	322,009,0	薄 井 医 院	那珂郡大宮町西町955	薄 井 勤	52. 7. 3

茨城県告示第867号

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医又は国民健康保険薬剤師として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により告示する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

記号番号	登録年月日	国保医又は国保薬剤師名	診療科	診療に従事する場所
茨国医第3356号	52. 6. 18	国 吉 昇	外, 胃腸, 整外	北相馬郡藤代町大字岡1462 宗仁会病院
" 第3357号	"	大 森 協 司	"	"
" 第3358号	52. 7. 4	阿 部 由 直	内	水戸市大町2-1-40 水府病院
" 第3359号	52. 7. 9	石 川 和 夫	耳鼻咽喉科	水戸市東原3-2-1 国立水戸病院
" 第3360号	52. 7. 14	清 水 利 雄	内	那珂湊市八幡上4507-1 那珂湊保健所
" 第3361号	"	渡 辺 義 和	外	水戸市東原3-2-1 国立水戸病院
" 第3362号	"	大 原 宏 夫	脳神経外科	"
" 第3363号	"	松 尾 重 樹	泌尿器科	"
" 第3364号	"	河 内 三 郎	外	"

" 第3365号	"	松川 中	皮膚科	西茨城郡友部町鮮淵6528 茨城県立中央病院
" 第3366号	"	野口 譲治	産婦人科	"
" 第3367号	"	高野 良裕	小児	"
" 第3368号	"	林 泰秀	"	"
" 第3369号	"	山田 信博	内	"
茨国薬 第775号	52.7.12	寺田 勝	調剤	取手市寺田林西4543-101
" 第776号	52.7.13	蛭田 寛芳	"	北茨城市磯原町磯原554-1 滝 病院

茨城県告示第868号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により、次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

氏名	登録記号番号	登録年月日
国吉 昇	茨医 3542	52.6.18
大森 協司	" 3543	"
阿部 由直	" 3544	52.7.4
石川 和夫	" 3545	52.7.9
清水 利雄	" 3546	52.7.14
渡辺 義和	" 3547	"
大原 宏夫	" 3548	"
松尾 重樹	" 3549	"
河内 三郎	" 3550	"
松川 中	" 3551	"
野口 譲治	" 3552	"
高野 良裕	" 3553	"
林泰秀	" 3554	"
山田 信博	" 3555	"
寺田 勝	茨薬 686	52.7.12
蛭田 寛芳	" 687	52.7.13

茨城県告示第869号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 解除を予定している保安林の所在場所

那珂郡東海村大字村松字白根146の20

次の図に示す部分に限る。

2 指定された目的

飛砂の防備

3 解 除 の 理 由

研究施設用地

（「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び東海村役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第870号

昭和52年2月14日付で山方町長根本孫次から認可申請のあつた野上地区土地改良事業を昭和52年7月20日付で土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告告第871号

昭和52年3月22日付で大洋村長照山忠治から認可申請のあつた台浜地区土地改良事業を昭和52年7月20日付で土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により認可したから同法第96条の2第7項の規定により公告する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第872号

阿見町長職務代理者助役栗山広司から昭和52年3月18日付で認可申請のあつた島津地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

島津地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年8月9日から昭和52年8月29日まで

3 縦 覧 の 場 所 阿見町役場

茨城県告示第873号

阿見町長職務代理者助役栗山広司から、昭和52年3月18日付で認可申請のあつた掛馬地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類 掛馬地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年8月9日から昭和52年8月29日まで

3 縦 覧 の 場 所 阿見町役場

茨城県告示第874号

阿見町長職務代理者助役栗山広司から昭和52年3月18日付で認可申請のあつた塙地区土地改良事業については適當と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

塙地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年8月9日から昭和52年8月29日まで

3 縦 覧 の 場 所 阿見町役場

茨城県告示第875号

昭和52年6月23日付で認可申請のあつた平戸下反田地区の換地計画については適當と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年8月8日から昭和52年8月29日まで

3 縦 覧 の 場 所 常澄村役場

茨城県告示第876号

昭和52年6月23日付で認可申請のあつた一の割第二地区の換地計画については適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年8月8日から昭和52年8月29日まで

3 縦 覧 の 場 所 水戸市役所

茨城県告示第877号

昭和52年6月28日付で認可申請のあつた笠原第二地区の換地計画については適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年8月8日から昭和52年8月29日まで

3 縦 覧 の 場 所 水戸市役所

茨城県告示第878号

昭和52年6月21日付で認可申請のあつた西郷地地区の換地計画については適當と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年8月8日から昭和52年8月29日まで

3 縦 覧 の 場 所 美野里町役場

茨城県告示第879号

昭和52年7月8日付農管指令第309号をもつて更正認可した大谷地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第54条第4項の規定により公示する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第880号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により県営圃場整備事業水海道東部地区第一工区に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和52年8月8日から昭和52年8月29日まで

3 縦覧の場所 水海道市、石下町

茨城県告示第881号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、昭和52年8月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 路線名 一般国道 245号

2 供用開始の区間

那珂湊市閔戸8165番から

那珂湊市師子前277番まで

那珂湊市部田野字山崎3225番の1から

勝田市大字馬渡字西並木下1130番の1まで

3 供用開始の期日 昭和52年8月1日

茨城県告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、昭和52年8月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 路線名 県道 荒井麻生線

2 供用開始の区間

鹿島郡大野村大字荒井字後519—1から

鹿島郡大野村大字荒井字後579—1まで

3 供用開始の期日 昭和52年8月1日

茨城県告示第883号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和52年8月1日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

1 道路の種類 県道

2 路線名 荒井麻生線

3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
鹿島郡大野村大字荒井字後 519番の1から	旧	メートル 最大 7.00	メートル 420.00	
		最小 5.50		
鹿島郡大野村大字荒井字後 579番の1まで	新	メートル 最大 7.00	メートル 420.00	
		最小 5.50 最大 12.70 最小 8.50	430.00	

茨城県告示第884号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59第1項の規定により都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 施行者の名称 北茨城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
北茨城都市計画公園事業
5.4.001 磐原地区公園
- 3 事業施行期間 昭和52年8月1日から昭和57年3月31日まで
- 4 事業地 北茨城市華川町白場字駒木磐原町磐原字大石

(地方労働委員会)

茨城県地方労働委員会告示第1号

地方公営企業労働関係法(昭和27年法律第289号)第5条第2項の規定に基づき、茨城県企業局の職員が結成し、または加入する茨城県企業労働組合について、当該企業の職員のうち労働組合法(昭和24年法律第174号)第2条第1号に規定する者の範囲を、昭和52年7月21日次のとおり認定した。

なお、昭和51年茨城県地方労働委員会告示第1号は廃止する。

昭和52年8月1日

茨城県地方労働委員会
会長 桜井 武雄

勤務箇所	労働組合法第2条第1号に規定する者
本局	次長、参事、技監、課長、副参事、技佐、課長補佐、総務課主任企画員、同総務係長、同職員係長、同予算係長
出先機関	霞ヶ浦水道事務所長、同次長、同総務課長、那珂川水道事務所長、同次長、鹿島水道事務所長、同次長、同総務課長、鹿島浄水場長、同次長、同総務課長、水質検査室長

公 告

◎土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川涸沼川河川改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

西茨城郡友部町大字下加賀字宿道及び字西畠地内

" " 大字橋爪字本町地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和52年8月4日から昭和52年9月30日まで

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道大洗自転車道建設工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

東茨城郡茨城町大字中石崎字カラ立地内

" " 大字下石崎字小浦地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和52年8月1日から昭和53年3月25日まで

1 起業者の名称 茨城県

2 事業の種類 県道烏山御前山線道路改良工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

東茨城郡御前山村大字野口平字穂多里及び字大木下地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和52年8月5日から昭和52年12月15日まで

●土地区画整理事業の換地処分

日本住宅公団法（昭和30年法律第53号）第42条において適用する土地区画整理事業法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により妻木刈間土地区画整理事業において換地処分をした旨の届出があつたので同条第4項の規定により公告する。

昭和52年8月1日

茨城県知事 竹内藤男

正 誤

昭和52年4月28日付茨城県報号外中、次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から12	(4) 不服申立て(補正命令等軽易なものを除く。)及び訴訟に関するもの別表第2中	(4) 不服申立て(補正命令等軽易なものを除く。)及び訴訟に関するもの 別表第2中
3	上から2	改める	定める

昭和52年7月4日付茨城県報第6542号中、次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から7	勝田市市毛地内	勝田市大字市毛字上坪、字原坪及び字西山地内

★ 県政の総覧 — 県民の六法 ★

茨城県報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。購読料は、昭和51年4月1日から送料とも1ヵ月1,000円です。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,000 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨城県印刷所